

1 推進協議会について

(1)設置の主旨と目的

那珂川市では、市民の皆さまから満足いただける住民サービスを提供するため、あらゆる分野において取り組みを進めていますが、その中でも、子育て支援に関しては子育て世帯の割合が多い本市において最も重要な分野の一つであると考えています。

この子育て支援に関して、平成 21 年度には子育て支援に関わる施策を推進するため、「那珂川町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」（以下「次世代計画」という。）を策定しました。

そして、平成 23 年度からは次世代計画の検証を行うとともに、那珂川市に必要な子育て支援の取り組みは何か、子育てに係わる各分野の皆さまからご意見やご提案を伺う場として本協議会を設置しました。

また、平成 25 年度から 26 年度にかけては「那珂川町第二次次世代育成支援地域行動計画」（以下「第二次次世代計画」という。）を策定しましたが、この第二次次世代計画は「次世代計画」を受け継ぐ形で、平成 27 年度から令和元年度までの 5 ヶ年計画として開始しました。

さらに、次世代計画と同じく 5 ヶ年計画として昨年度から開始した「那珂川市次世代育成支援地域行動計画」に基づき、さらなる子育て支援策の充実を図っているところです。

(2)位置付け

本協議会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定並びに「那珂川市子育て支援推進協議会設置条例」（平成 23 年条例第 12 号）に基づき設置された那珂川市の附属機関です。

2 委員について

(1)委員の任期

協議会委員の任期は、「那珂川市子育て支援推進協議会設置条例」に基づき 2 年となっています。

(2)委員の報酬・手当など

協議会委員は特別職の職員（非常勤）となり、「那珂川市特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和 46 年条例第 4 号）に基づき、報酬（日額 4,100 円）費用弁償（日額 1,700 円）を支給いたします。

(3)事故等について

職務中に発生した災害に対する補償等については、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例」（昭和 43 年条例第 19 号）の規定に準ずることになります。